

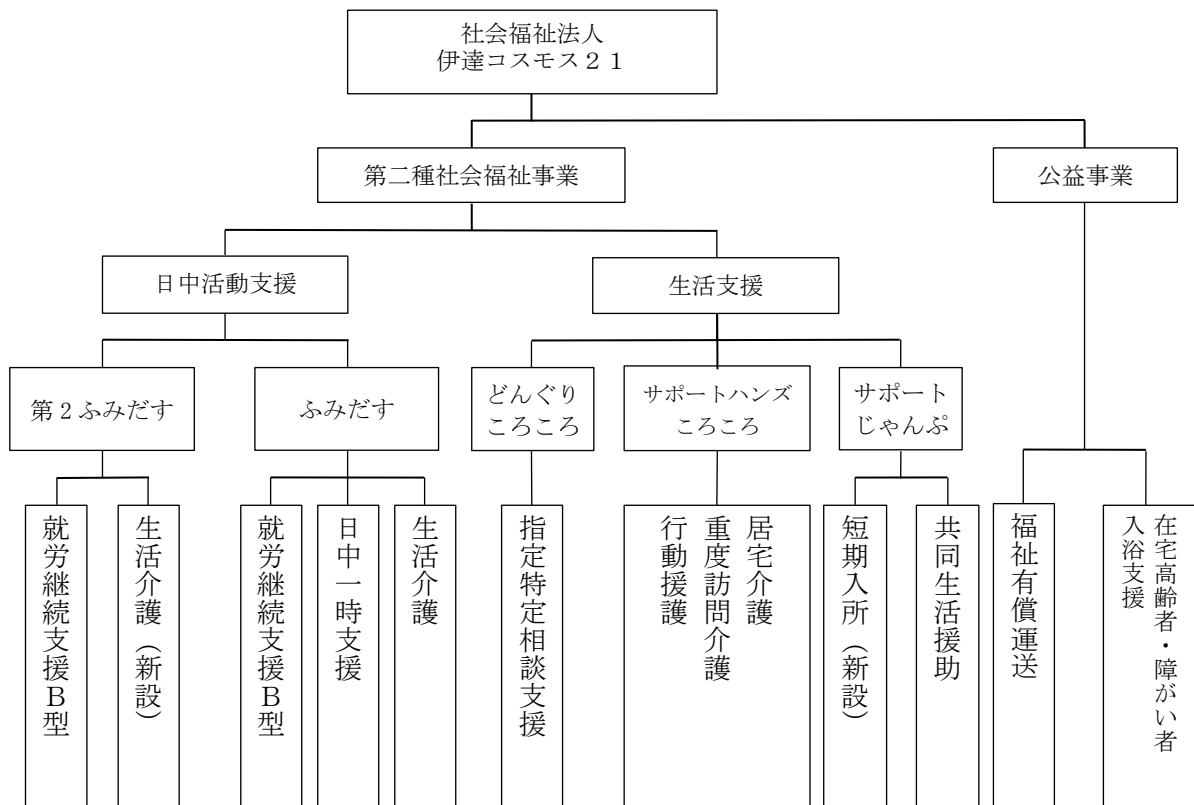
平成 29 年度
社会福祉法人 伊達コスモス 21
事業計画

社会福祉法人 伊達コスモス 21

目次

平成 29 年度 伊達コスモス 21 重点運営事項	1
法人本部	2
ふみだす	3
第 2 ふみだす	11
給食提供サービス	16
サポートじゃんぷ	17
サポートハンズころころ	20
どんぐりころころ	22
公益事業	23
委員会(研修・防火防災・苦情解決・虐待防止・保健衛生)	24

法人事業体系



平成 29 年度 伊達コスモス 21 重点運営事項

社会福祉法人制度改革を受けて、当法人も 28 年度末から適宜に新たな機関設計を行ってきた。29 年度は所謂「社会福祉法人制度改革元年」であり、制度改革の趣旨である①経営組織のガバナンスの強化、②事業運営の透明性の向上、③財務規律の強化、④地域における公益的な取組を実施する責務等を十分認識して法人運営を行っていくこととする。

今年度 4 月から当法人の事業管理者 4 名を理事に加えたことにより、理事会を業務執行機関として位置づけ以下の重点運営事項を掲げたい。

1. 重度重複障がい者が利用するグループホームにおける、新たな生活支援体制の構築

グループホームに入居している重度重複障がいのある方が利用している個人単位のホームヘルプサービスは、制度として有期限であること及びヘルパーの確保が困難となってきたことから、新たな生活支援体制の構築が従前より課題となっていた。厚労省が今年度中に検討を開始する「重度対応型グループホーム」の動向を踏まえ、新規に開設するわたぼうし及び野ぶどうに於いて、ホームヘルプサービスの時間数を縮減しつつ生活支援員で日々の必要な支援サービスを提供する新体制を構築していきたい。

2. 胆振管内初となる医的ケアの必要な方の短期入所事業の開設と適正運営

胆振振興局主催の「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」において、数年来課題となっていた「医的ケアの必要な方の短期入所サービス」をグループホーム「わたぼうし」と「野ぶどう」で新規事業として開始する運びとなった。日々の医的ケアが必要な障がいの重い利用者やその家族が安心して利用できる管内唯一の資源として適正な運営を図っていきたい。

3. 自閉症のある利用者が安心・安定して日中活動を行える空間整備と支援スキルの向上

昨年度の補正予算にて第 2 ふみだす敷地内に緊急に整備した活動棟「結(ゆい)」並びに各活動班において、自閉症スペクトラムのある利用者が安心且つ安定して日々の活動を行えるよう、環境の構造化と支援スキルの獲得及び向上に力を入れていきたい。

4. 人材の確保と養成に向けた処遇改善の実施

福祉業界では、経年的課題となっている働き手の確保と人材育成を目的に、職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備するとともに、職員の資質向上の為の研修の実施や研修会の機会を確保していくこととする。

法人本部

1. 法人の役員・評議員・委員

- (1) 理事 (任期 第9期 平成29年6月評議員会～平成31年6月評議員会)6名～9名
 - 理事長 1名
 - 常務理事 1名
 - 理事 4名～7名
- (2) 監事 (任期 第9期 平成29年6月評議員会～平成31年6月評議員会)2名
- (3) 評議員 (任期 第9期 平成29年6月評議員会～平成33年6月評議員会)7名～10名
- (4) 評議員選任・退任委員 (任期 第1期 平成29年3月～平成33年6月評議員会)5名

2. 平成29年度事業計画

(1) 理事会・評議員の開催

理事会(年4回予定)

- 第1回：平成28年度事業報告・収支決算の審議(5月下旬予定)
- 第2回：各事業報告・補正予算(9月予定)
- 第3回：中間事業実施経過報告の審議(12月予定)
- 第4回：事業実施経過報告及び平成29年度事業計画・収支予算の審議(3月予定)

評議員(年4回予定)

- 第1回：平成28年度事業報告・収支決算の審議(6月中旬予定)
- 第2回：各事業報告・補正予算(9月予定)
- 第3回：中間事業実施経過報告の審議(12月予定)
- 第4回：事業実施経過報告及び平成30年度事業計画・収支予算の審議(3月予定)

(2) 監事監査の実施(四半期ごとに実施)

- 第1回：各事業運営査察・会計並びに所持金管理事業の執行状況等
- 第2回：各事業運営査察・会計並びに所持金管理事業の執行状況等
- 第3回：各事業運営査察・会計並びに所持金管理事業の執行状況等
- 第4回：各事業運営査察・会計並びに所持金管理事業の執行状況等

(3) 役員研修(外部・内部)の実施

(4) 外部経理監査の実施

外部の会計監査機関による法人内全ての経理処理と予算執行状況を確認し、資金管理の健全性と予算管理の的確性を維持するため、2ヶ月に1度実施する。

(5) 情報公開の推進

法人と核施設の事業等の情報開示と広報を行うため、年2回の機関紙「はっしん」の刊行と、ホームページを活用する。

ふみだす

1. はじめに

平成 15 年 10 月に 53 名で開所したふみだすも、平成 29 年 4 月には利用者が 78 名となり、地域からの利用ニーズが増加する一方で、現状ではふみだすに利用希望があっても、希望に応じる事が難しくなっている。現利用者の活動スペースも狭くなってきている状況であり、建物の狭隘化に対する対策が課題となっている。そういった課題がある中、平成 29 年度は少しでも多くの希望者に利用をしていただくために、開所日を増やし日々の出勤人数の調整を図るとこで対応していく。

また、法人では短期入所事業が 4 月よりスタートすることに伴い、希望があった場合には、短期入所事業を利用する方の日中活動の場としてふみだすを利用していただくこととなる。当法人の短期入所事業の特徴として、「重度重複障がい者」「医的ケアの必要な方」の受け入れが可能という事もあり、障がいの重いケースの利用が予測されるため、看護師を中心とし、安全に安心して受け入れができるよう、体制づくりと支援技術のスキルアップを図っていく。

また、29 年度は職員の研修に力を注いでいきたい。支援技術はもちろんの事、発達障がい、重度重複障がい、高齢知的障がい者などの特性の理解や具体的支援の実践の他、利用者ひとりひとりの心理や思い、願いを汲み取り支援の中で実践につなげる事の出来る職員として活躍できるように計画的に実施していく。

2. 重点課題

(1) 利用者の社会参加の拡大

毎年利用者の社会参加については課題として掲げているものの、大きな取り組みには至っていない状況である。利用者が日々の日中活動だけにとどまらず、社会の一員として役割をもち社会に貢献したり発信ができる立場を創設し、具体的な取り組みをスタートさせる年としたい。

(2) コスモス班における発達障がい者への専門的支援と環境の構造化

コスモス班では発達障がいのある利用者が増加しており、作業活動に支障が出てくる利用者も出てきている。そういった事に対応するため、平成 28 年度後半より環境の構造化を図り、スケジュールやワークシステムを取り入れ対応を行ったことで一定の安定が見られるようになってきた。平成 29 年度は更に発達障がい者の支援を充実させ、専門機関のコンサルテーション等の活用を行い、正しいアセスメントのもと支援の充実を図っていく。

(3) 障害の重たい利用者の「働く」の充実

重度、重複障がいや重度発達障がいのある利用者の「働く」事への取り組みは、平成 27 年度より具体的な取り組みを開始している。生活介護班から就労継続支援事業班への実習を重ね、利用者の特性や得意な分野で働く経験を積み、いよいよ平成 29 年度はコスモス班の正式な利用者として活動を開始することとした。更にこの取り組みが他の重度障がい者の希望となるよう継続し実施していく。

(4) 職場リーダーの育成と基盤づくり

各部署のリーダーが、自分の仕事の範囲を超え、ふみだす全体を視野に考え仕事ができるように取り組んでいく。各人が専門的な知識を身に付け、リーダーとしての資質を養い、現場の運営、職員育成に努め、問題解決や課題への取り組みができる基盤づくりを行っていく。

3. 利用者の状況

(※各統計は平成 29 年 4 月 1 日現在のものである)

利用者年齢

(単位：人)

年齢	20未満	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～79	80以上	合計	平均年齢
男	2	10	4	4	5	4	2	1	0	32	40.1
女	1	9	5	9	4	6	8	4	0	46	48.1
合計	3	19	9	13	9	10	10	5	0	78	45.1
%	3.8	24.5	11.5	16.7	11.5	12.8	12.8	6.4	0	100	

利用者障害程度(療育手帳・IQ)

(単位：人)

程度	最重度	重度	中度	軽度	未判定	合計	重度重複(再掲)
男	6	15	9	2	0	32	6
女	9	19	12	3	3	46	2
合計	15	34	21	5	3	78	8
%	19.2	43.6	26.9	6.4	3.9	100	

援護の実施機関

(単位：人)

所在地	伊達	室蘭	登別	苫小牧	豊浦	洞爺湖	他胆振内	他管内	合計
人数	43	7	4	1	1	3	2	17	78
%	55.1	9	5.1	1.3	1.3	3.9	2.5	21.8	100

班毎の在籍者の年齢

(単位：人)

班名		20未満	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70以上	合計
就労継続支援B型	コスモス	1	3	2	5	3	0	0	14
	パンビスケット	1	3	0	3	1	3	0	11
生活介護	わくわく	1	4	1	2	6	7	1	22
	てく	0	9	5	2	0	0	0	16
	てく	0	0	1	0	0	10	4	15
		3	19	9	12	10	20	5	78

コスモス

1. 重点目標

- (1) 工賃向上計画に基づいた月額支給工賃 35,200 以上の支給
- (2) 高齢利用者への環境配慮の充実
- (3) 発達障害者への構造化を取り入れた支援体制の強化
- (4) 生活介護利用者の受入体制の継続と発展
- (5) 衛生管理体制の維持・向上

2. 目標に対する事業計画

(1) 工賃向上計画に基づいた月額支給工賃 35,200 円以上の支給

- ① 陳列商品の再考や季節に合わせた商品製造。
- ② 宣伝チラシの有効活用。
来店者が再度来たくなるような店舗運営の充実。(商品満足度とお客満足度の向上)
- ③ 請負作業全般の安定製造を継続し、新規商品の提案から販売数量増の促進を図る。

(2) 高齢利用者への環境配慮の充実

老化に伴う疾病や体力低下の状況を把握し、個々の体力に合った作業内容や環境を整える。また、体力が低下するからこそ大変だと感じる着替えの場面や物品の荷下ろし等、日常的に複数回ある場面の中で体が辛いだらうと感じる部分を見直し、動きがとりやすく負担にならないような環境を整備する。

(3) 発達障害者への構造化を取り入れた支援体制の強化

- ① 外部・内部研修会に参加し、発達障がいへの理解を深める。
- ② 作業内容、作業室の構造化を図り、発達障がい利用者の働きやすい環境を整備する。
- ③ 本人の観察を怠る事なく、事実を記録に取りながら検証・分析・実施につなげる。

(4) 生活介護利用者の受入体制の継続と発展

- ① 他班との協力体制をつくり「もっともっと働く」ことへの興味を本人から引き出し、本人の自己実現が叶えられる体制整備を充実させる。
- ② 障害の重たい利用者の障害状況に応じた介助やてんかんなどの対応等について学び、迅速な対応と支援を行えるよう生活介護班の職員との連携を密に取り合う。

(5) 衛生管理体制の維持・向上

- ① HACCP システムによる衛生管理手法に基づき食品の安全性かつ危害を適切に防止できるよう取り組みを継続する。
- ② 食品表示法の改正に伴い表示内容が変更になる為、ラベル内容の整備を進める。
- ③ 衛生管理について日々の活動の中で適時、利用者・職員へ伝達し、意識・技術の向上が図れるよう取り組む。
- ④ 体調管理の確認を確実に言い、事前の予防となるよう取り組む。

わくわく

1. 重点目標

- (1) 発達障がい利用者に対する職員の専門性と技術の向上
- (2) 疾病や加齢に伴う心身の変化を把握し健康に活動できる活動の提供
- (3) 障がい特性や年齢に応じた小グループ、個別活動の充実
- (4) 作業活動・趣味活動・レクリエーションの充実
- (5) 利用者の社会参加

2. 目標に対する事業計画

(1) 発達障がい利用者に対する職員の専門性と技術の向上

- ① 環境の構造化を図り、発達障がい者の活動しやすい活動の場を提供する。
- ② 見通しを持ち安定した生活を送るためにスケジュールの設定をしていく。
- ③ 余暇支援としての自立課題の設定を行う。
- ④ 利用者の混乱を少なくするため基本的な支援を基本とした、統一した支援ができるように取り組んでいく。
- ⑤ 自己決定機会を設定し生活の場面でも自己選択・自己決定が出来るよう支援していく。

(2) 疾病や加齢に伴う心身の変化を把握し健康に活動できる活動の提供

- ① 利用者の加齢や疾病の状況を確認しながら、老いても楽しむことができたり、活躍できる活動を実施していく。
- ② 利用者の体調や体力、受診等に合わせ、定期便の送迎時間に囚われることなく、送迎の時間を調整し、1日いっぱい日中活動を利用することの難しい利用者に対応をしていく。
- ③ 疲れた時に少し横になり休むことで体力や気力が回復できる利用者に対し、休憩をとってもらえるよう場所の準備と働きかけを実施していく。
- ④ 高齢者対象の「ゆったりくらぶ」の活動を実施し、作業や集団での活動から離れ、のんびりと無理せず楽しめるような内容を企画する。
- ⑤ 加齢に伴う身体的機能の低下を防ぐあるいは遅らせる為に独自の軽体操などを足り入れる。

(3) 障がい特性や年齢に応じた小グループ、個別活動の充実

- ① 高齢利用者対象の活動「ゆったりくらぶ」、若年層利用者対象の活動「きらきらくらぶ」、中年層利用者の「ときめきくらぶ」の充実を図る。
- ② 絵画や制作を楽しむ機会として「制作活動」を定期的実施し、9月に開催される北海道知的障がい福祉協会主催の「みんなあーと展」へ出展する。
- ③ 利用者の重度化や高齢化に伴い個別の活動の必要性が高くなってきていることから、利用者が希望する活動を実施できるよう取り組んでいく。

(4) 作業活動・趣味活動・レクリエーションの充実

- ① 従来の菓子箱の組み立て作業、館内清掃、農耕等の作業の他、新しく行える活動の開拓をしていく。
- ② 障がいや重たい利用者や高齢利用者も、働くことの楽しみややりがいを感じられるよう、ひとりひとりの状況に合わせた作業ができるよう取り組んでいく。
- ③ 年に1回、利用者個々の希望を叶える「リクエスト外出」を実施する。

- ④春から秋にかけて屋外に出かける計画をし、バスなどを利用しレクリエーションを実施していく。
- ⑤ボランティアの受入を積極的に行い専門的な技術や活動の提供をしていただく。

(5)利用者の社会参加

- ①利用者が社会の一員として、地域での役割を果たしたり、活躍できるような機会を開拓していく。
- ②ふれあい広場や共同募金活動にも継続して参加していく。
- ③市民からの作業要請や依頼を受けていく中で地域住民と交流し、そこから活動を広げていけるよう取り組んでいく。

てくてく1班

1. 重点目標

- (1)「働く」活動の充実
- (2)社会参加の拡大
- (3)自己決定、自己表現、コミュニケーションの共有と拡大
- (4)小グループや個別活動の充実
- (5)健康、身体機能の維持、管理

2. 目標に対する事業計画

(1)「働く」活動の充実

- ①コスモス班での実習を重ね、毎週就労継続支援事業(B型)の利用者として働く事ができるよう取り組みを進めていく。
 - ・コスモス班での実習の継続
 - ・てくてく班、コスモス班の職員の連携強化
 - ・家族、生活支援機関、相談支援機関への状況報告と協議
 - ・就労継続支援事業(B型)の工賃支給
- ②畑の作業を通して作業の習得、収穫の楽しみ、販売の喜びを経験する。
 - ・種や苗植えから収穫、販売までの一連の作業をすべて職員と一緒に経験する。
 - ・畑での作業ができない日は、室内で野菜の袋詰めや収穫の練習を模擬的に練習する。
 - ・収穫した野菜をふみだす内、コスモス店舗等で販売し、販売を通して市民との関わりや達成感、喜びを体験できるように取り組む。
 - ・冬～春の活動として花・野菜の苗作りを試行する。
- ③個々の利用者が得意なことを活かし、働くことで役割を持ち継続して活動できる基盤を作る。

(2)社会参加の拡大

- ①ふれあい広場での出店を通し、自分たちの活動を発信すると共に市民との交流を図る。
- ②赤い羽根共同募金活動の参加
 - ・10月～12月の3ヶ月間で実施している募金活動に参加する
- ③ボランティアの活用
 - ・伊達高等学校ボランティア部との交流を深め、土曜出勤日やイベントを一緒に行う

- ・年間、月単位で行事の計画を企て、相互に影響のある内容を検討していく
- ・その他市内ボランティアを活用し様々な取り組みを試行する
- ④その他、地域の市民との交流や一緒に取り組める事を試行していく
 - ・現在社会参加できる活動が少ないためどんなことができるのかを探り試行していく。

(3) 自己決定、自己表現、コミュニケーションの共有と拡大

- ①関わりの中で利用者が発信した声やジェスチャーなどの意味を追求し、グループホーム職員や家族と共有する
- ②ことばだけのコミュニケーションに頼らず、カードや写真、記号などの活用も積極的に取り入れていく。
- ③様々な事にチャレンジしたり参加し経験を広げ、利用者の選択肢を増やすことで自分で選んだり、決めたりできる機会を作っていく

(4) 小グループや個別活動の充実

- ①小グループや個別活動を充実していくことで、個別支援計画に沿った支援を実施し、利用者の希望や思いを実現していく。
- ②全体で実施しにくかった作業活動や外出については、小グループ単位で行動することで実施しやすくなるので班ごとに計画を立て実施回数を増やしていく。

(5) 健康、身体機能の維持、管理

- ①看護師による日々のバイタル、健康チェックの実施。
- ②医的行為の必要な利用者に対する安心できる処置の実施。
- ③月6回のPT訓練の実施。
- ④職員による日々のストレッチやリラクゼーションの実施。

てくてく2班

1. 重点目標

- (1)年齢を配慮した日課の充実
- (2)「明日も来たい、今日も行きたい」と思える場所の創出
- (3)看護師を中心とした健康管理と身体機能の低下予防
- (4)入浴の提供
- (5)利用者の生活支援機関、家族との情報交換、連携の強化

2. 目標に対する事業計画

(1) 年齢を配慮した日課の充実

- ①利用者の加齢の度合い、ニーズごとに活動内容の分化を図り、年齢を重ねても、身体能力が低下していてもふみだすに通いたいという希望に応えて行けるよう内容の充実を図っていく。
 - ・いきいきサロン(小グループ)
 - ・お好み活動(好きな催し毎の小グループ活動)
 - ・個別での活動
- ②利用者の体調や体力、受診等に合わせ、定期便の送迎時間に囚われることなく、送迎の時

間を調整し、1日いっぱい日中活動を利用することの難しい利用者に対応をしていく。体調不良などにより活動が困難な場合には、支援機関等と連絡調整をする。

- ③ 疲れた時に少し横になり休むことで体力や気力が回復できる利用者に対し、休憩をとってもらえるよう場所の準備と働きかけを実施していく。

(2) 「明日も来たい、今日も行きたい」と思える場所の創出

- ① 日中活動の中でひとりひとりが役割を持ち、仲間の為に役にたつことの喜びを体験し喜びや生きがいに繋がるよう取り組んでいく。

- ・ 日中活動での係の仕事
- ・ 調理、おやつ作り等の得意分野での腕前披露
- ・ ひとりひとり専用の家庭菜園担当(野菜の栽培、調理等)
- ・ 展示、出展に向けた作品作り
- ・ 館内清掃、バチェラー教会清掃

- ② 今までの人生で本当はやりたかったこと、行ってみたかったことなどを利用者から聞き取り、日中活動のできる事を実施する。(人生の一部の取り戻し、やり直し)

- ・ リクエスト外出
- ・ バスレクリエーション
- ・ 家庭菜園
- ・ カフェドラ
- ・ エステ
- ・ 情操、五感に働きかける活動(DVD鑑賞、音楽鑑賞、アロマ等)
- ・ その他個別活動など

- ③ 他班の利用者やボランティア、職員との交流を増やし、異年代との会話や関わりを通し、刺激を受け元気な気持ちで過ごせるよ企画をしていく。

- ・ ゆったりカフェの実施
- ・ ボランティアの受入、交流
- ・ 合同行事など

(3) 看護師を中心とした健康管理と身体機能の維持と低下予防

- ① 毎日の健康チェック

- ・ 検温、血圧などの測定
- ・ 個人の医療用具のチェック(酸素等)
- ・ 認知症の早期発見

- ② 生活(住まい・暮らし)支援者との連携

- ・ GH配置の看護師や家族と連携をとり疾病管理を実施する
- ・ 日中活動中に疾病を発見場合には通院を勧める

- ③ 身体機能の維持、低下予防

- ・ 毎日の軽体操の実施
- ・ 個別のニーズに応じた体操(減量やリハビリなど)、ウォーキング、プールなど

(4) 入浴の提供

- ① 老化や疾病のためグループホームや自宅で入浴が難しくなった利用者への入浴提供

- ② 衛生管理の入浴だけでなくリラクゼーションとしての入浴

③皮膚疾患や黄疸など病気の発見や経過観察としての役割

④職員とのコミュニケーションの場として

(5)利用者の生活支援機関、家族との情報交換、連携の強化

①日々の出来事などの情報交換

- ・連絡ノートを活用
- ・電話での連絡
- ・ケース会議を開催

日中一時支援事業

平成 24 年 8 月より日中一時支援事業をスタートさせた日中一時支援事業だが、事業開始の経緯としては、市在住の重症心身障がい児(気管切開、胃瘻増設)が、居宅介護事業のサービスを受け自宅で入浴を行っていたが、本児の体の成長に伴い自宅での入浴が困難になり、市より依頼がありふみだすで実施する運びとなった。

平成 29 年度はサポートジャンプが新規に実施する短期入所事業がスタートするため、短期入所を利用される方の日中活動の場として利用されることが予測される。短期間の単発的な利用となる為、利用前のアセスメントをしっかりと取り、利用の際に安心して利用していただけるよう努めていく。

第2 ふみだす

1. はじめに

第2 ふみだすは平成22年4月からの開所以来、就労移行支援事業と就労継続支援事業B型(以下「B型事業」という。)の多機能型事業所として、働くことを中心とした支援を展開してきた。平成29年度からは、利用者の加齢、利用者特性の変容、発達障がい者の急増等を理由に、B型事業と生活介護事業による多機能型事業所へと変更し、新たなスタートを切ることとなった。生活介護事業を実施するにあたっては、第2 ふみだすの敷地内に、発達障がい者(自閉症者)に特化した構造様式の活動棟も新設し、本格的な専門的支援を実施していく。

今年度の第2 ふみだすは、これまでの働くことを中心とした取組みから大きな軌道修正を行う年であり、支援者の思考と、支援・活動内容の見直しをしていかなければならず、支援者の意思統一を含めた体制作りと基盤の構築が求められる。

B型事業と生活介護事業ともに、利用者と家族が、「行きたい」と思う、「安心」できる事業所となるよう、事業展開を図っていききたい。

2. 重点課題

(1) B型事業における就職者の達成と既存就職者への変わらぬ支援の徹底

昨年度まで実施してきた就労移行支援事業では、7年間で41名と、多数の利用者を就職へと結びつけてきた。昨年度の就労移行支援事業の廃止により、B型事業に籍を移動した利用者が3名いる。また、4月から新規に利用される方も3名おり、その内2名の計5名の方が就職を目指していききたいとの希望を持っている。

就労移行支援事業の実施の有無に関係なく、B型事業においても継続して就労への支援展開を図っていくとともに、これまで実施してきた既存就職者へのアフターフォローと企業との良好な関係づくりを行っていく。

(2) B型事業における重度・高齢障がい者への支援の充実

昨年度は、重度知的障がい者、高齢障がい者の増加に伴い、作業内容及び休憩時間、余暇的活動の取組み等の支援のあり方について、新たな支援展開を模索し、試行的に実施してきたものの、利用者にとって充実した活動ができる内容とはなっていない。

今年度も引き続き、利用者の希望や意見を確認しながら取組み、余暇的・趣向的活動等を取り入れた具体的な内容にしていきたい。また、作業を基本とした形態からの異なる取組みとなるため、B型事業の作業班全体の取組みとして行い、利用者についても各班からの混合による形として、職員体制や時間、場所等について柔軟に対応し、定着を図っていききたい。

(3) 生活介護事業における発達障がい者への本格的な専門支援の構築

発達障がい者(自閉症)への専門的支援を実施するにあたり、支援者の知識・技術が不十分な点が多いため、より専門的な支援を行っている他法人の指導や助言を継続的に受けながら、個々の利用者への的確な支援を図っていく。

活動では、本人が安心でき、喜びとなるものは何かを常に探求しつつ、かつ利用者によってはより生活活動域の広がりや社会参加が図られ、実感のできる活動が行われるよう、生活支援者と家族との連携を怠ることなく、創意工夫し実施していく。

さらに、今後増えてくるであろう自閉症の方々を見越した活動の在り方についても検討していく。

(4) 支援者の資質向上

年々、発達障がい者、進行性の疾病のある利用者、高齢の利用者等、様々な特性のある利用者が増加している中、作業時の組み立て、利用者の体調に即した作業内容の提供、障がいの特性と性格を踏まえた個別的な関わりがより必要となってきた。そのため、基礎的な知識と共に技術も必要であり、支援者自身が経験のみに頼ってはいは、向上にはつながらない。

支援者が、利用者と家族が願っていることとは何かを探求し、工賃のさらなる向上、働くことと活動を通しての、役割を担うこと、生き甲斐づくり、誇りを得られることについて考えられるよう、打ち合わせや協議・検討の場を随時設けていきたい。また、支援者には支援者である前に一人の人間としての人格が問われるため、適正な価値基準と判断ができる資質を得るためへの自己研鑽のできる機会を作っていく。

3. 利用者の状況

(※各統計は平成 29 年 4 月 1 日現在のものである)

利用者数・年齢

(単位：人)

年 齢	20未満	20-29	30-39	40-49	50-59	60-64	65-69	70以上	合 計	平 均
男	6	10	5	9	11	6	0	1	48	41.4歳
女	0	3	0	3	3	4	0	0	13	48.3歳
合計	6	13	5	12	14	10	0	1	61	42.9歳
%	9.8	21.3	8.2	19.7	23.0	16.4	0.0	1.6	100	

利用者障害程度(療育手帳)

(単位：人)

程度	重度	中度	軽度	未判定	合計
男	20	15	12	1	48
女	9	3	1	0	13
合計	29	18	13	1	61
%	47.5	29.5	21.3	1.6	100

援護の実施機関

(単位：人)

所在地	伊達市	室蘭市	登別市	苫小牧市	その他	合 計
人 数	36	9	1	1	14	61
%	59.0	14.8	1.6	1.6	23.0	100

(その他：札幌市西区、江別市、岩見沢市、釧路市、黒松内町等)

班毎の在籍者の年齢

(単位：人)

事業名	班名	20歳未満	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳以上	合計
就労継続 B型	そら	1	3	1	5	5	1	0	16
	くりんくりん	3	2	3	5	6	6	1	26
	こむぎ	1	4	0	2	3	3	0	13
生活介護	結(ゆい)	1	4	1	0	0	0	0	6
合計		6	13	5	12	14	10	1	61

そら

1. 事業目標

- (1) 利用者の特性を考慮した個別支援計画の作成と実践
- (2) 危険の伴う行動、要因の排除など、危機管理の徹底
- (3) 社会人として相応しい行動、態度を習得する為の支援を行なう
- (4) 余暇活動の充実
- (5) やりがいにつながるレクリエーションを企画、提供する

2. 目標に対する取り組み

(1) 利用者の特性を考慮した個別支援計画の作成と実践

利用者それぞれの特性を考慮し、口頭での指示は簡潔、具体的にし、視覚的な作業提示も取り入れ、全利用者にとって分かり易い作業提示を心がけた支援を行なっていく。意識して評価を伝える事で作業へのやる気を引き出し、効率化とやりがいにつなげていく。

(2) 危険の伴う行動、要因の排除など、危機管理の徹底

安全な作業環境を提供する為に、危険要因を事前に把握し、排除に努める。移動、作業、清掃に至るまでの活動の中で、担当職員は責任を持って利用者を把握し、安全確認の徹底を行う。また、負傷や事故が発生した際は、速やかに職員間で情報共有、迅速な対応を図った後、第2ふみだす、生活支援機関、保護者への状況報告を徹底する。

請負作業として企業に出向いて作業を行なう中で、社会人として相応しい行動や態度、自己管理の仕方など、職員自らが見本となり、理解を深めてもらえるよう支援する。

利用者それぞれの特性や興味を考慮した上で、余暇活動の充実を図るとともに、その際は職員も加わり、他者との相性等、対人関係にも配慮しながら、みんなで楽しめる余暇活動となる支援をしていく。

利用者と職員がよく話し合い、それぞれ特性や意見を熟慮し、利用者のやりがいに繋がるようなレクリエーションを企画、実施する。

くりんくりん

1. 重点目標

- (1) 利用者各人が日中活動において快適と感じる個別支援計画の作成と実施
- (2) 高齢・発達障がい者に配慮した支援の実施
- (3) 利用者の自主性を重んじた作業展開
- (4) 目標工賃達成を意識した現行作業の遂行と強化
- (5) 働く喜びが感じられる支援内容の検討と働きかけ

2. 目標に対する取り組み

(1)利用者各人が日中活動において快適と感じる個別支援計画の作成と実施

利用者と支援者が個別支援計画を十分に把握理解し、共通目的として位置づけ、随時、話し合いや変更等を行っていく。

(2)高齢・発達障がい者に配慮した支援の実施

利用者の日々変化する体調や情緒面について職員間で共有化を図り、状態に応じた、無理がなく、安心のできる作業・活動の提示等を行う。

(3)利用者の自主性を重んじた作業展開

個々の利用者に応じた作業の取り組み方について工夫し、達成感ややりがいを感じられる活動となるよう支援を行う。

(4)目標工賃達成を意識した現行作業の遂行と強化

売上、業務内容等について目標を設定し、その内容について利用者と職員が共有化を図っていく。また、随時現状についても確認を行い、必要に応じた営業や販売の促進を行っていく。

(5)働く喜びが感じられる支援内容の検討と働きかけ

売上と工賃の増額はもとより、自ら行っている作業が、市民や他者の暮らしへの一助となっていることについて理解をしてもらい、社会の一員であることへの実感ができるよう説明し、市民との接点を増やせる活動を行っていく。

こむぎ

1. 事業目標

(1)利用者個々の、年齢層(体力/精神面)と障害特性に寄り添った支援の実施

(2)利用者一人一人が遣り甲斐に繋げ、達成感を感じられるよう作業提示を実施

(3)製造・出荷等のミスに繋がらないよう、全体への配慮や事前確認を確実にし、互いに協力して進めていく

(4)自主製品を販路拡大に繋がるよう、販売先を協議し実施

(5)利用者・職員が一丸となって、工賃アップを目指す

2. 目標に対する取り組み

(1)利用者個々の、年齢層(体力/精神面)と障害特性に寄り添った支援の実施

利用者個々の障害特性を理解し作業提供を行っていく。また、高齢者への体力・精神面に配慮を行い、本人の思いに沿った無理なくできる作業について工夫し、提示する。

(2)利用者一人一人が遣り甲斐に繋げ、達成感を感じられるよう作業提示を実施

利用者一人一人の気持ちを聞き、不快に感じる事のない環境となるよう、コミュニケーションや作業時の役割、動向について把握し、それぞれが満足のできる支援を行っていく。

(3)製造・出荷等のミスに繋がらないよう、全体への配慮や事前確認を確実にし、互いに協力して進めていく

製造に係る日報、伝票等の確認と、作業工程・発注における職員間で意思疎通を随時行い、様々なミスを発生させないためへの防止策を講じていく。

(4)自主製品を販路拡大に繋がるよう、販売先を協議し実施

自主製品の売り上げの向上を目的に、事業所外での販売を増加させる。また、製造量についても増加が見込まれるため、製造時の個々の役割と作業時の責任について、利用者職員間で話し合っていく。

(5)利用者・職員が一丸となって、工賃アップを目指す

年間のイベント販売計画と製造工程を把握しながら、日々の作業に取り組み、売り上げなどについても利用者と支援者間で共有していく。

結(ゆい)

1. 重点目標

- (1)新しい日中活動環境に慣れる
- (2)健康と衛生への配慮
- (3)生活圏域の拡充
- (4)余暇活動の充実
- (5)社会参加及び地域貢献

2. 目標に対する取り組み

(1)新しい日中活動環境に慣れる

新棟への移動に伴い、環境の変化への不安が予測される。一日の見通しの持てる手掛かりとなるスケジュールの取り扱いに慣れ、個々にとっての「安心して過ごせる場所」への環境を整えていく。

(2)健康と衛生への配慮

体調不良の表出や気づきへの難しい方が多いことから、ご家庭や地域、看護師と連携し、健康状態の把握につとめていく。また、予防としての衛生面にも自身の意識付けとなるよう自主的に取り組んでいけるよう個々に合わせた視覚情報を提供していく。

(3)生活圏域の拡充

日常的なアセスメントや連絡帳を通じて、本人やご家族のニーズを丁寧に汲んでいく。また、職員間の情報共有や意見交換をし、偏った見立てや思い込みのないよう一貫した支援につなげていく。

(4)余暇活動の充実

個々の好きな事や心地良いことを探り、余暇を拡げ生活への豊かさにつなげていく。また、達成感を感じ自信へとつながる、個々に合わせた自立課題を提供していく。

(5)社会参加及び地域貢献

地域活動への参加や生産活動を通しての貢献を、積極的に参加が可能な方から個別に対応していく。

給食提供サービス

1. はじめに

平成 29 年度も天候不良による原材料や調味料等の値上がりが見込まれる中、安心安全な食材を吟味し、創意工夫し、利用者に「美味しかったよ」と楽しみにしてもらえるような給食の提供を継続していきたい。

2. 重点課題

(1) サービス

- ① 利用者の高齢化や体調・咀嚼能力に応じた食事の提供
- ② 利用者の嗜好、残食調査の実施

(2) 衛生管理

- ① 新鮮で安全な食材確認の為、検収・消毒
- ② 厨房衛生区域内の衛生管理・消毒並びに職員の健康管理
- ③ 0-157・ノロウイルス等の食中毒に対する徹底予防

(3) 非常災害時対策

(4) 給食会議の開催

(5) 給食関係職員の研修

3. 課題への取り組み

(1) サービス

- ① 重度・高齢な利用者の体調、咀嚼能力に合わせた食事提供をするため、毎日の検食結果を支援職員と評価し合い、利用者にとってよりよい食事形態を整えていきたい。
- ② 喫食率の向上を図る為、利用者の嗜好について年 2 回嗜好調査を行い、食品や料理等の残食状況との関連について検討の上、その結果を献立に反映させていく。

(2) 衛生管理

- ① 検収時、品質・鮮度・品温・異物混入などを十分に確認し原材料の採取と-20℃にて 2 週間保存。野菜類は流水で洗浄、酢酸酢 2%溶液に浸し、消毒を実施する。食器は毎日洗浄後、食器消毒保管庫にて消毒する。まな板・包丁等は赤外線消毒庫にて消毒する。厨房内物品においては、「ライダンハイM」にて消毒を行う。
- ② 厨房に出入りする者は専用白衣を着用し、体調・頭髪管理、手指洗浄、消毒をする。履物は汚染区域及び非汚染区域に専用の物を使用する。また、毎月赤痢菌・サルモネラ菌・0-157 の検便検査を実施する。
- ③ 食中毒「ノロウイルス」への対応は、次亜塩素酸ナトリウム濃度 200ppm 以上のもので消毒を行う。食品は中心まで十分な加熱(85℃以上で 1 分間)し、食材の温度管理にも注意する。

(3) 非常災害時対策

災害時における献立等を検討し、シミュレーションを実施する。

(4) 給食会議の開催

給食業務の管理運営及び給食内容の検討を行う為、両所長及び関係職員による給食会議を毎月 1 回開催する。

(5) 給食関係職員の研修

給食関係職員の技能の向上を図る為、研修会、講習会に積極的に参加する。

サポートじゃんぷ

1. はじめに

サポートじゃんぷ(共同生活援助事業)は、3月に法人10カ所目となるグループホーム「わたぼうし」を開設。現在、10住居52名(定員58名)の生活支援を行っている。このわたぼうしでは、重度重複障がいがある方の支援の枠組みを見直す取り組みを行うとともに、行動障がいがある方の生活を支えるため構造化を行った支援を行うことにしている。さらに、わたぼうしの一室と野ぶどうの一室を使用し、この地域の長年の課題であった医的ケアを必要とする方々の短期入所にも取り組むことになった。

利用者ご本人、ご家族が日々安心して生活を送ることができるよう取り組んでいきたい。

2. 重点課題

(1) 短期入所の円滑な受入及び安心できる支援体制の構築

4月3日より予約開始、5月8日に受入開始ということで準備を進めている。普段関わりのない利用者を受け入れるため、事前のアセスメント、準備をしっかりと行い受入を行っていく。また、医的ケアが必要な方の受け入れにあたっては看護師を配置し、安心して利用していただけるよう体制を整えていく。

(2) 障がい重い方に対する支援体制の構築

現在、重度重複障がいがある方を中心にマンツーマンでヘルパーが日々の支援にあたっているが、ヘルパー数が不足している。加えて現行制度が大きく見直されようとしていることから、わたぼうしにおいて生活支援員による支援体制を構築していく。

(3) 年齢、障がい状況に応じた余暇の充実

継続した課題ではあるが、利用者にとって生活のうるおいでもあり励みにもなり、大きなたのしみでもある余暇を、それぞれの年齢や身体状況に合わせて企画し実施していく。

(4) 麦わらぼうしの支援の構築

日々高齢化していく麦わらぼうしの利用者に対する日々の支援を見直し、職員も必要な介護技術を今から身につけていくと同時に、ホームで過ごす時間が長くなりつつある利用者の日中の余暇時間の過ごし方をいろいろと試しながら準備し実施していく。

3. 利用者の状況

(※各統計は平成29年4月1日現在のものである)

利用者年齢

(単位：人)

年齢	20～29	30～39	40～49	50～54	55～59	60～64	65～	合計
男性	5	8	6	4	2	5	1	31
女性	7	3	3	1	3	3	1	21
人数	12	11	9	5	5	8	2	52
%	23.1	21.2	17.3	9.6	9.6	15.4	3.8	100

利用者障がい程度(療育手帳及び身体障害者手帳) (単位:人)

程度	療育手帳		身体障害者手帳(再掲)						合計
	A	B	1	2	3	4	5	6	
男	14	17	3	3	0	0	0	0	31
女	17	4	2	1	1	1	0	1	21
合計	31	21	5	4	1	1	0	1	52
%	59.6	40.4	-	-	-	-	-	-	

援護の実施機関 (単位:人)

所在地	伊達市	室蘭市	登別市	苫小牧市	豊浦町	洞爺湖町	他胆振管内	その他	合計
人数	30	3	3	1	2	3	2	8	52
%	57.7	5.8	5.8	1.9	3.8	5.8	3.8	15.4	100

ホームごとの障害支援区分 (単位:人)

区分	1	2	3	4	5	6	平均区分 (全体平均 4.3)
水野	0	1	2	1	0	0	3
きずな	0	2	1	0	1	0	3
すずらん	0	1	1	1	3	0	4
くるみ	0	1	1	2	1	0	3.6
野ぶどう	0	0	0	0	0	8	6
野いちご	0	0	1	3	1	1	4.3
かりんず	0	0	2	1	1	1	4.2
みんと	0	1	0	3	0	1	4
麦わらぼうし	0	0	2	1	2	3	4.8
わたぼうし	0	0	0	0	0	1	6
合計	0	6	10	12	9	15	52
%	0	11.5	19.2	23.1	17.3	28.9	100.0

就労と日中活動の状況 (単位:人)

項目	企業就労			障がい福祉サービス(日中活動)			合計
	正雇用	準雇用	小計	就労継続B	生活介護	小計	
人数	14	1	15	16	21	37	52

4. 重点目標

- (1) 短期入所の安心な利用、安心な受け入れを目指す
- (2) 制度改正を見据えた支援体制の見直し
- (3) 年齢、障がい・身体状況に応じた余暇活動の取り組み
- (4) 職員全体の支援力のスキルアップ

5. 目標に対する実施計画

(1) 短期入所の安心な利用、安心な受入を目指す

5月8日から受入を開始する短期入所であるが、受け入れを行う上で丁寧な説明、アセスメントを行って受け入れていくのはもちろんのこと、利用中の状況をご家族にわかるように説明を行う。また、受け入れるホームの利用者が安心して過ごせるよう説明を行い、安心して過ごせるよう配慮を行う。職員には十分な引継ぎを行っていく。

(2) 制度改正を見据えた支援体制の見直し

制度上は過配置であるものの、障がいが重度であることから手厚い支援を必要とする利用者が多い当事業所では慢性的な人手不足状態であり、さらに個人単位のホームヘルプサービスの現行制度が見直されようとしていることから、生活支援員を中心とした支援体制を構築していく。その際、利用者の生活の質をできるだけ担保しながら安全に生活することができるよう十分配慮し進めていく。

(3) 年齢、障がい・身体状況に応じた余暇活動の取り組み

ホームの利用者も増え、また年齢、障がい・身体状況にも差が大きいことから、負担にならないようにいろいろな経験を楽しめるよう企画を行う。その際、個人単位からホーム単位など、小グループでの活動を中心に展開していきたいと考えている。

(4) 職員全体の支援力のスキルアップ

今後、介護が必要となることが予想される高齢障がい者に対するこれからの支援および重度重複障がいがある方への支援を、世話人も腰痛にならず対応できるよう介護力を身につけていくよう研修を行っていく。また、発達障がいがある方の障がい特性を現場職員が理解し、少しでも支援に生かせるよう研修を行うとともに日々のなかで暮らしを構造化し実践していく。

さらに、知的に障がいがある彼らがまちのなかで社会人として生きていくこと、私たちが彼らの暮らしを支えていくということについて改めて考え、学んでいく。

サポートハンズころころ

1. はじめに

在宅やグループホームで暮らしている障がいのある方が、地域で普通の生活を営む為には、必要な支援を受けられることが前提となる。サポートハンズころころは、その為に個々の障がい実態に応じ、居宅介護、重度訪問介護、行動援護の三種別のサービスを実施しているが、平成30年の制度改正は大規模な見直しが行われると囁かれている。グループホームにおけるホームヘルプサービスも、その対象になることが予測されることから、平成29年度については情報収集に努め、色々な変革に対応できるよう研究し、利用者が安心してサービスを利用できるよう準備を進めていく。

2. 重点課題

(1) サービスを利用される方の身体状況をよく知り、安全に安楽なサービスを提供する

身体に障がいのある方に対しての介助は、転倒などの事故に繋がりがやすかったり、身体に接触する機会がほとんどなので不快感や羞恥心を与えないよう細心の注意を払う。

(2) 利用されている方々の年齢に即したサービスの提供を行うようにする

障がいの程度に関わらず、その年齢に相応しい触れあいを大切に心掛けていく。特に児童については保護者とのコミュニケーションを図り、個々の発達段階をよく理解し療育的な触れあいを大切にしていく。

(3) 利用者宅に訪問し介助させて頂くことになるので信頼関係の構築する

買い物等の介助は現金の取り扱いなどが発生する為、レシートや釣り銭などの取り扱いを慎重に行い、生活習慣病を患っている方の食事提供などは、栄養士や保健師などの社会資源を活用し安全な食事の提供に心がけていく。

(4) 障がいの特性を十分理解し適切なサービスの提供をおこなう

身体・知的・発達等障がいによって利用するサービスの種別が異なるが、適切なサービスの提供をする。

3. 利用者の状況(平成29年4月1日現在)

性別

(単位：人)

	男	女	計
在宅(家族同居)	4	9	13
グループホーム	6	6	12
計	10	15	25

利用者年齢

(単位：人)

	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	計
在宅(家族同居)	2	2	2	3	1	2	12
グループホーム		6	6	1			13
計	2	8	8	4	1	2	25

サービス種別

(単位:件)

	居 宅			行動援護	重度訪問	合計
	身体	生活援助	通院等介助(身体)			
在宅	6(含児童)	7	2	2	1	18
グループ ホーム	4	0	1	3	9	17
計	10	7	3	5	10	35

※1人の利用者が複数のサービスを利用している場合もそれぞれ1として集計している。

4. 重点目標

- (1) サービス種別毎のニーズを受け止め、的確なサービスを提供する
- (2) 重い障がいのある方の身体介護における人身事故や、生活援助時の物損などは無事故を目指す
- (3) 増加傾向にある新規利用者のニーズを受け止めるため良質なマンパワーの確保と人材育成を進める
- (4) 介護スタッフ間の情報交換の徹底
- (5) 良質なマンパワーの確保と人材育成

5. 目標に対する実施計画

- (1) サービス種別毎のニーズを受け止め、的確なサービスを提供する
居宅介護・重度訪問介護・行動援護の三種類のサービス形態を理解し、それぞれのニーズを受け止める確にサービスを提供する。
- (2) 重い障がいのある方の身体介護における人身事故や、生活援助時の物損などは無事故を目指す
身体介護は特に介助方法によっては、介助される側、介助させて頂く側双方に腰痛や骨折などの危険が伴うサービスであることを意識し安全に安楽に行えるような介助を徹底する。
- (3) 増加傾向にある新規利用者のニーズを受け止めるため良質なマンパワーの確保と人材育成を進める
ヘルパー不足は深刻な問題になっていて、新規のサービス利用希望者を受けていけないことが数年続いているので、新聞広告や、織り込みチラシ、ハローワーク等を積極的に活用し、ヘルパーを確保し、良質な人材の育成をおこなう。
- (4) 介護スタッフ間の情報交換の徹底
サービス開始時、終了時の連絡や報告を徹底する。その為にメールによる送受信を取り入れ、担当スタッフ間での情報を共有化し良質なサービスを提供につなげていく。
- (5) 良質なマンパワーの確保と人材育成
 - ・強度行動障害支援者養成研修基礎研修・フォローアップ研修の受講・行動援護従事者養成研修
 - ・虐待防止・障害者差別解消法等、権利擁護セミナーに関する研修に参加
 - ・新人採用者に対しての介護職としての知識・技術等を習得していただけるための同行訪問による研修
 - ・先進施設への視察研修

どんぐりころころ

1. はじめに

指定特定相談支援事業「どんぐりころころ」は障害福祉サービスを必要とする方々が、自己実現するために適切なサービスの利用が出来るように計画を立案することを目的に事業を展開しているが、平成 29 年度においても、サービス等利用計画の作成過程においてどのような配慮や環境作りの支援がおこなえるかを重要な視点とし、障がいのある人がその人らしい暮らしを実現するために、下記の通りの重点課題を念頭に、個々に適切な支援が受けられるようサービス等利用計画を作成していく。

2. 重点課題

- (1)利用者の方々の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立っておこなう。
- (2)利用者本人の思いや希望を明確化し、本人やその家族と共有し、現実に向けてマネージメントしていく。
- (3)利用者が自立した日常生活、社会生活を営むことが出来るように配慮する。
- (4)利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援などのサービスが、提供されるよう配慮する。
- (5)利用者をエンパワメントし権利擁護に基づいた計画の作成に心がけていく。

在宅高齢者・障がい者入浴支援事業(公益事業)

「伊達湯ったり館」にて、在宅障がい者と高齢者を対象として日々の暮らしに必要な入浴を低額で提供する「在宅高齢者・障がい者入浴支援事業」をスタートさせて丸6年が経過した。

最近ではグループホームにお住まいの障害者の高齢化や認知症発症のためグループホームでの入浴困難者が増えてきている。平成29年度は地域の高齢者や障害者へ「伊達湯ったり館」を知っていただき、入浴で困っている方々にPRする事にも力を入れていきたいと考えている。

また、新しく設置した機械浴については、浴槽の出入りが困難な方にもご利用できる、介護と自力入浴どちらのニーズにも対応できるタイプの浴槽であることから、利用される方が増加傾向にある。

平成29年度についても、安心して入浴できる浴室内の整備と、ゆったり、気持ちよく入浴していただき、繰り返し利用していただくことのできる雰囲気作りに務めていく。

福祉有償運送サービス (公益事業)

平成18年4月から、重度重複障がいのある方の通院等、高まる運送ニーズに対応するために北海道運輸局室蘭運輸支局から「自家用自動車有償運送」許可を受け実施してきた。

安心して安楽に通院や帰省ができると喜んでいただいているが、車輛や運転手が確保できないこともあり、希望に沿えないこともあった。

営利が目的でないため、現在の枠を広げず登録している「野ぶどう」の利用者を中心に、安心してサービスの提供を行っていく。

研修委員会

1. 目的

- (1) 質の高い良質なサービスを安定的に提供するため専門性のある人材を育成する。
- (2) 知識や情報を収集する機会とし、職員の資質の向上を図る。
- (3) 職員ひとひとりの自己実現に向けて研究したり実践するきっかけとする。

2. 平成 29 年度の事業

- (1) 外部団体、各種研修会への参加、視察、派遣研修
- (2) 内部研修の実施
- (3) 新人研修の実施
- (4) 職員研究発表会、法人職員勉強会の実施

3. 事業の実施計画

(1) 外部団体各種研修会への参加、視察、派遣研修

- ① 事業を実施する上で必要な内容の外部団体、各種研修会への参加や同事業を実施する他法人の取り組みや実践などを視察し、支援の振り返りやヒントを得る。
- ② 先駆的な取り組みを実践している事業所に法人職員を派遣し実際体験する事で、技術や知識を得て法人の支援現場で活用していく。

(2) 内部研修

- ① 法人職員が必要な知識を得る為、内、外部講師による研修を開催する。
- ② 外部の研修に参加した職員による、法人、各事業所への伝達研修を実施する。
- ③ 障害者虐待防止法、障害者差別解消法の職員研修を年 1 回以上実施する。

(3) 新人研修

- ① 毎年前期と後期の 2 回新規採用職員に対し実施する。(途中入社は随時実施)
- ② O J T の手法を用いて実施をする。

(4) 法人職員勉強会

- ① 年度の初めに各職員、各部署で課題やテーマを決め研究を行いレポートにまとめる。
- ② 2 ヶ月に 1 度勉強会を実施し発表する。(1 回の発表レポートは 2~3 本)

(5) 職員研究発表

- ① 平成 28 年 2 月中の日曜日に実施。
- ② 年度初めに決めた各職員、部署のテーマを見て、事業管理者、係が選択する。

防火・防災委員会

1. 目的

消防法第8条第1号に基づき、法人の事業を利用する利用者、職員の火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的に業務を遂行する。

2. 平成29年度の事業

- (1) 消防・自然災害計画
- (2) 避難訓練計画の作成と実施
- (3) 消防設備の点検

3. 事業の実施計画

(1) 消防・自然災害計画

- ① 各事業所の防火管理者は年度当初に消防・自然災害計画を作成し消防署に届出を行う。
(変更が合った場合はその都度提出)
- ② 各事業所の防火管理者は、消防計画に沿って火災・自然災害等の避難訓練の計画を賛成し実施する。

(2) 避難訓練計画の作成と実施

- ① ふみだす・第2ふみだす(日中活動支援事業)
 - ・ 火災総合訓練～1回以上
 - ・ 火災避難訓練～1回以上
 - ・ 地震・津波避難訓練～1回以上
 - ・ ライフライン断絶時の訓練～1回以上
- ② サポートじゃんぶ(共同生活援助事業)
 - ・ 火災避難訓練～各グループホーム毎に～2回以上実施(野ぶどうについては毎月)
 - ・ 非常災害時の訓練～各グループホーム毎に～1回以上実施

(3) 消防設備の点検

- ① 消火器～年2回(外部業者委託)
- ② 自動火災報知設備～年2回(外部業者委託)
- ③ 誘導灯設備～年2回(外部業者委託)
- ④ 火災通報設備～年2回(外部業者委託)
- ⑤ スプリンクラー設備～年2回(外部業者委託)
- ⑥ 消防設備自主点検～2ヶ月に1回

苦情解決委員会

1. 目的

社会福祉法第 82 条の規定により、法人の事業を利用する利用者に提供する福祉サービスに関する利用者等からの苦情に対し、苦情の適切な解決に努めることを目的とする。

2. 平成 29 年度の事業

- (1) 苦情相談日の設置と実施
- (2) 苦情相談受付箱の設置

3. 事業の実施計画

(1) 苦情相談日の設置と実施

苦情相談日は偶数月の第 1 金曜日に実施する。(4 月については第 2 金曜日)

(2) 苦情相談受付箱の設置

- ① ふみだす、第 2 ふみだす、グループホームはそれぞれ苦情受け付け箱を設置する。
- ② 定期的に苦情受け付け箱の中を確認し、苦情があった場合は苦情相談取扱要綱に沿って解決に向けて対応する。

虐待防止対応委員会

1. 目的

社会福祉法人伊達コスモス 21 定款第 1 条に基づき法人が実施する事業の利用者に対する虐待防止を図るためのものであり、利用者の人権擁護、及び法人事業において健全な支援を提供し、社会的信頼の向上を図ることを目的とする。

2. 平成 29 年度の事業

- (1) 虐待防止対応委員会の開催
- (2) 研修会の開催
- (3) 虐待防止チェックリストの実施
- (4) 障害者差別解消法の周知と合理的配慮の推進

3. 事業の実施計画

(1) 虐待防止対応委員会の開催

- ①最低年 2 回実施(必要に応じ随時開催する)

(2) 研修会の開催

- ①外部研修への参加
 - ・ 障害者虐待防止法について
 - ・ 障害者差別解消法について
 - ・ 強度行動障害について
- ②虐待防止対応規程の周知研修
 - ・ 各事業所毎に最低年 1 回実施
- ③職員を対象とした内部研修(伝達研修を含む)
 - ・ 北海道の権利擁護研修会に参加した職員は全事業所職員対象に伝達研修会を開催し周知を行う。
 - ・ 外部講師を招聘し、虐待防止、権利擁護、障害者差別解消法の研修会を実施する。
 - ・ その他必要な研修会の実施
- ④利用者を対象とした研修
 - ・ 虐待防止、権利擁護、障害者差別解消法の研修会を年 1 回以上実施

(3) 虐待防止チェックリストの実施

- ①前期と後期の年 2 回実施する。

(4) 障害者差別解消法の周知と合理的配慮の推進

- ①障害者差別解消法について職員個々が理解し支援に当たれるよう研修会、職員会議、朝夕の打合せ等を通し学習する。
- ②合理的配慮の視点を持ち、利用者の希望に添える努力をしていく。

保健・衛生委員会

1. 目的

利用者、職員が健康に活動できるよう健康管理、医的ケア、処置等、看護師を中心とし、嘱託医・医療機関・家族の指示に従いながらすすめていく。

2. 平成 29 年度の事業

- (1) 感染症予防の対策・対応に努める
- (2) 利用者・職員の健康診断、健康相談の実施
- (3) 食品衛生区域で作業する利用者、職員の腸内細菌検査の実施

3. 事業の実施計画

- (1) 感染症予防の対策・対応に努める
 - ① インフルエンザ予防接種の実施(10～11 月中)
 - ② 除菌マットの使用
 - ③ 玄関の消毒液、マスクの設置をし感染症の予防をする
 - ④ ドアノブ、取っ手の消毒(朝・夕)
 - ⑤ 感染症(インフルエンザ・ノロウイルス等)のマニュアルの見直し
 - ⑥ ノロウイルス対応グッズの購入と補充
 - ⑦ うがい、手洗いの啓発・励行
- (2) 利用者・職員の健康診断、健康相談の実施
 - ① 利用者の健康診断の実施(年 1 回)
 - ② 利用者の健康相談の実施(年 1 回)
 - ③ 職員の健康診断の実施(年 1 回、夜勤職員は年 2 回)
 - ④ 職員腰痛検査の実施(介助担当職員)
- (3) 食品衛生区域で作業する利用者、職員の腸内細菌検査の実施
 - ① 食品に携わる作業に就く利用者の腸管細菌検査の実施(月 1 回)
 - ② 食品に携わる業務に就く職員の腸管細菌検査の実施(月 1 回)